

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No. 8
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社 リそなホールディングス 代表執行役社長 川田 憲治
【住所又は本店所在地】	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
【報告義務発生日】	平成17年11月30日
【提出日】	平成17年12月8日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	2名
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 栃木銀行
会社コード	8550
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒 320-8680 宇都宮市西 2 - 1 - 1 8

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	りそな信託銀行 株式会社
住所又は本店所在地	〒 100-8106 東京都千代田区大手町1丁目 1 番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月10日
代表者氏名	新井 信彦
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務（年金・法人信託に係る資産運用、制度設計・管理、コンサルティング等）

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町 1 丁目 1 番 2 号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部 伊東 隆行
電話番号	03-5223-1470

(2)【保有目的】

信託業務に係る受託資産として保有

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	0		622,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	0 622,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		622,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年11月30日現在)	S	114,108,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		0.55
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.58

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

貸株(消費貸借):相手先 リーマンブラザーズ証券 25,000株

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（特別法人）
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒 100-0006 東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	永田 俊一
代表者役職	理事長
事業内容	1. 保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2. 金融整理管財人（含む管財人代理）、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3. 立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受（資本増強）に関する業務 4. 整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 2 番 1 号 預金保険機構 総務部 管理課 高橋 聡生
電話番号	03-3212-6030

(2)【保有目的】

1. 特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社 新生銀行）の発行株式をニュー・LT CBパートナーズ・CVに譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。 2. 特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行（現 株式会社 あおぞら銀行）の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。
--

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	3,630,000		3,630,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,630,000	N 0	0 3,630,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+0-P)	Q		7,260,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年11月30日現在)	S	114,108,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		6.36
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.36

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社新生銀行(旧長期信用銀行。以下「新生銀行」という)との間に、平成12年2月24日付けの以下を内容とする契約が存在する。</p> <p>1. 新生銀行からの株式の買取は、預保が新生信託銀行に設定した信託の信託財産として、新生信託銀行が新生銀行より譲り受ける方法によるものとする。</p> <p>2. 平成12年3月1日から5年後の応当日までは、預保は当該株式を新生銀行の同意なく売却しない。また同期間、新生銀行は株式の買戻しを行うことが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損が発生する場合、売戻さないことを選択できる。なお、平成17年3月1日に当該契約に基く当初信託期間は満了したが、当該株式の信託期間は1年間延長された。</p> <p>3. 株式の譲渡人である新生銀行から新生信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。</p> <p>4. 預保は新生銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。</p> <p>(旧長銀での保有 3,630,000株)</p>
--

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) りそな信託銀行 株式会社

(2) 預金保険機構

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	3,630,000		4,252,000
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,630,000	N 0	0 4,252,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		0
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		7,882,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年11月30日現在)	S	114,108,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) ($Q/(R+S) \times 100$)		6.91
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.94